

一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入について

令和6年4月1日より、利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、一部の福祉用具で貸与と購入の選択が出来るようになりました。

(1) 選択制の対象品目

スロープ	小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの
歩行器(歩行車を除く)	脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器
歩行補助杖	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、 プラットホームクラッチ及び多点杖

(※いずれも公益財団法人テクノエイド協会が購入対象としている商品のみが給付対象)

(2) 利用者への説明・提案

選択制の対象福祉用具の提供にあたり、介護支援専門相談員又は福祉用具専門相談員は利用者に下記内容の説明・提案を行ってください。

- ・貸与、購入の選択が出来ること
- ・利用者の身体状況の変化や医師や専門職からの意見を基に提案すること
- ・選択にあたり、メリット・デメリットを含む必要な情報

※検討内容は福祉用具サービス計画書、モニタリングシート等に必ず記録し、保管してください。小松市への提出は不要です。

(3) 貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等

〈貸与〉

モニタリング（少なくとも6ヶ月に1回）

貸与継続の必要性を検討

〈販売〉

商品不具合時の連絡先を提供

福祉用具サービス計画の目標達成状況を確認

販売後も使用状況を確認し、必要に応じて使用方法の指導・修理等を行う

【問い合わせ先】

小松市健康福祉部長寿介護課 給付担当

電話 0761-24-8149